

事 務 連 絡
令和2年5月21日

関係各位

スポーツ安全協会島根県支部

新型コロナウイルスの影響下における
令和2年度スポーツ安全保険の取扱いについて

平素スポーツ安全保険をご利用いただき深謝申し上げます。

また、このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま および 関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下 特措法）に基づく緊急事態宣言に伴い、多くの団体様においてスポーツ安全保険の補償となる「各種団体活動」を休止されていることと存じます。

既にお手続きを頂いております令和2年度（2020年度）スポーツ安全保険は保険期間の終了が令和3年3月31日までとなっており、年間を通じて団体活動を補償しております。

つきましては、今後、緊急事態宣言が解除され次第、各団体様において活動が順次再開されると思っておりますので、活動再開後の補償として引き続きご利用のほどお願いいたします。

なお、特措法に基づく緊急事態宣言が全都道府県に拡大された日（4月16日）までに加入申込みをいただいた団体のうち、令和2年度スポーツ安全保険の補償開始日から現在まで団体活動を行っておらず、かつ令和2年度の団体活動を今後行わないことが決定している場合には、スポーツ安全協会島根県支部までお電話でご相談ください。

皆様の日常生活が回復し、各団体様におかれましては1日も早く従来の団体活動が行える日が来ることを祈念申し上げます。

問い合わせ先

スポーツ安全協会島根県支部 （（公財）島根県体育協会） TEL:0852-21-5388 FAX:0852-26-4733
--